

第2回生協制度見直し検討会 資料【解説編】

2006年9月4日

全労済

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

第2回生協制度見直し検討会 資料【解説編】

- I. 新ICA原則にもとづく、協同組合の特性をいかした運営 P. 1
 - II. 情報開示や組合員(契約者)保護および経営の健全性の更なる充実、確保 P. 2~P. 3
 - III. 今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築 P. 4
 - IV. 組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営 P. 5~P. 6
-

I. 新ICA原則にもとづく、協同組合の特性をいかした運営

ICA声明の【原則】に沿って、生協の目的に関し、組合員の生活の経済的文化的改善向上を目的とする民主的な自治組織運営を目指します。

※世界中の協同組合が手を結びあい、国際的な立場で活動を指導しているのがICA（国際協同組合同盟／International Co-operative Alliance）という世界最大の国際民間組織です。（現在、91か国222団体を有し、傘下組合員数が8億人を超える組織です。）

1895年にイギリスで設立されたICAは、1995年100周年記念大会をイギリスのマンチェスターで開催し、21世紀にむけ世界の協同組合が共に力と心をあわせ各組織の事業の発展を目指すための新しい「原則」を決めました。

日本では、生協の他、農協、漁協、森林組合などがICAに加盟し、同じ「原則」に基づいて活動をすすめています。

＜第1原則＞自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

＜第2原則＞組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は1人1票という平等の議決権を持っている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

＜第3原則＞組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも、通常、制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

＜第4原則＞自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

＜第5原則＞教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオビニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

＜第6原則＞協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

＜第7原則＞コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

II. 情報開示や組合員（契約者）保護および経営の健全性の更なる充実、確保

組合員に信頼される保障の生協として社会的責任を果たすため、情報開示や組合員（契約者）保護および経営の健全性の更なる充実、確保の視点から改正を求めます。

1. 経営情報の開示

共済生協は、組合員自治の原則と法令にもとづく運営や事業執行をすすめ、その反映結果としての正確な経営情報を組合員・契約者に積極的に開示する必要があります。共済生協の情報開示についてさらに充実を図るとともに、事業報告書や財務諸表を公衆縦覧に供することの義務付けを行うことが必要と考えます。

2. 重要事項の説明など共済推進や契約締結に関するルール、クーリングオフ制度の新設

生協は、自発的な組織として、従来より「組合員への最大奉仕」を最高理念に、共済契約に当たっても組合員への奉仕を第一とし、手ごろな掛金でわかりやすい共済制度の提供に努めてきました。一方で、現在の保険や共済の多様性に鑑みて、特に、共済の推進に関しては格別の信頼を得る努力を要します。

現行、通知レベルでの規定はありますが、契約者保護の更なる充実のためにも、この共済推進に関わる信頼を担保する仕組みについては、法律に明記する必要があると考えます。

同様に、クーリングオフ制度についても法律に明記する必要があると考えます。

3. 諸準備金の積立の法定化

現行の消費生活協同組合財務処理規則では、契約者割戻準備金、支払備金、共済掛金積立金（生死を共済事故とする共済事業のみ）、未経過共済掛金、異常危険準備金などの積立が規定されていますが、異常危険準備金は生死を共済事故とする共済事業以外、いわゆる損害共済についてのみ規定されており、生命共済には義務付けられていません。生協の経営の健全性を確保するためには、適正に準備金を積み、適切な積立方法等を設定していく必要があると考えます。

4. 最低出資金制度の導入

健全性を確保するために、一定程度の自己資本比率の充実は不可欠です。生協の組織や事業の種類・規模等が多種多様にわたることを踏まえ、一定規模以上の共済事業を行う生協に、最低出資金制度を導入する必要があると考えます。

5. 健全性基準

現行、通知レベルでの規定はありますが、経営の健全性を示す指標の一つとして、自己資本比率など、経営内容を判断するよりわかりやすい指標の導入が必要であると考えます。

6. 契約条件の変更

共済生協においても、共済計理人のチェック、会計監査などに基づいて管理・運営し、契約締結時当初の契約条件を履行することが基本です。しかし、将来の金利情勢において予想外の事態が生じた場合など、予測できない事態にやむを得ず陥った場合に、共済生協らしく、助け合いにおいて事業を維持していくための手段・仕組み（制度）として、この契約条件変更規定を確保しておくことが必要と考えます。

7. 自賠償共済以外の共済事業の譲渡、共済契約の包括移転

包括移転は、法人が破綻する等の際に、契約者と法人の双方の不利益をできるだけ回避するため、契約上の権利義務（給付金・解約返戻金の支払い、掛金の受領など）を個別の譲渡行為を必要とせず、契約全部または一部を包括的に移転（承継）せしめる手続きです。

現行、責任共済事業（自賠償共済事業）のみに認められている包括移転を、他の協同組合の法律が共済事業一般に適用されている実態を踏まえ、全共済に対象範囲を拡大することが必要と考えます。

8. リスク遮断

生協では、組合員のニーズ・利便性に応えることを目的に共済事業とその他の事業の兼業が行なわれてきました。共済事業を取り巻く今日的な状況や到達した事業規模、社会的な水準、契約者保護の観点からも、連合会においては、共済事業と他の事業との経営リスクが遮断されるよう、共済事業と他の事業の兼業について、一定の規制が必要と考えます。

Ⅲ. 今日の生協にふさわしいガバナンス体制の構築

社会的責任も大きくなった今日の生協にふさわしい生協に見合ったガバナンス体制を構築するための改正を求めます。

1. 理事会一代表理事制の導入

現行の生協法は、執行機関について理事の各自代表制を採用し、民法の公益法人に関する規定を準用しています。しかし、この仕組みが生協の実情に合わないため、定款で理事会を設置し、理事長等の業務執行責任を明確にすることによって、他の協同組合法が採用している理事会一代表理事制に近い仕組みがつくられています。

このように、法と実態との乖離を解消し、権限と責任を明確にするため、法律上も理事会一代表理事制を導入することが必要であると考えます。

2. 員外監事の配置

現在、監事については、組合員以外からの選出を認めない制度となっています。

しかし、今日の共済生協の複雑化、高度化にともない、組合員以外の有識者から監事を登用する必要性が高まっており、監事監査の充実という観点から、公認会計士、弁護士、企業OBなど、専門的な知識を持つ方に監事への就任を要請するケースも存在します。現行法のもとでは、組合員として加入していただくこととなり、現実的な対応が困難な場合もあります。

したがって、員外監事を配置できるような生協制度の見直しを図られることが必要であると考えます。

3. 外部監査の導入

大規模な生協における監査は、高度の専門性が要求されています。そのため、監事監査とあわせて、今日の共済生協の社会的重要性に対応し、適正な事業運営のチェックをさらに高めるため、相当規模以上の共済事業を行う組合および連合会を対象に、公認会計士（監査法人）等の外部監査の導入も必要であると考えます。

4. 共済計理人の活用

共済事業の数理的特質に鑑み、長期にわたる経営の健全性を支えるため、共済の数理の知識および経験を有する共済計理人を活用することが必要であると考えます。

具体的には、共済計理人を関与させることにより、契約者割戻については現行の承認制から届出制を導入したり、また、責任準備金の積立にかかわる確認業務も共済計理人の業務として整理します。

それに関連し、事業規約認可等の手続を緩和することを要望します。

IV. 組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営

高度情報化社会の進展や生活圏の拡大、交通網の発達など情勢の変化に対応し、組合員の利便性やニーズに対応できる事業運営を確保するための規定の整備を求めます。

1. 共済代理店に関する規定の整備

現在、国民の生活は大きく変化し、生活に関わる保障は、死亡、医療、老後、住宅・家財、自動車等、広範囲にわたっています。

それに応じて、きめの細かいサービスの提供と多様な保障要求が、組合員の切実な要望として上がっています。また、就業時間や雇用環境の急激な変化や、生活様式の多様化に応じた事業展開への対応も求められています。それに応えるためには、共済利用での利便性の向上など、組合員の新しい、多様なニーズに的確に応える必要があります。

このような組合員の利便性の向上やニーズの多様化に対応し、適正な共済の推進を確保するため、共済代理店に関する規定の整備を要望します。

2. 共済金の最高限度の撤廃

現在、最高限度額は共済種目ごとに通知により定められていますが、最高限度額の範囲内であっても許可申請の都度、行政により審査が行われています。

本来、共済金額の設定はその事業体の事業方針、体力および体制等により自己責任の元に定められるものであり、現在の許可基準もそういった考えに基づいて定められていると考えられます。金融自由化による規制緩和の一環として、他業法では事後チェック型の行政への転換が進められています。また、組合員ニーズの多様化や保障水準引き上げなどの組合員ニーズが早いスピードで変化しており、その対応が求められています。

このような観点から、共済金の最高限度の撤廃を要望します。

3. 共済事業規約認可手続の簡素化

生協の共済事業においては、事業の実施方法、共済契約に関する事項、共済掛金の算出方法、責任準備金の算出方法書等すべてを共済事業規約に記載し、総会議決を経て行政庁の認可を得る必要があります。その変更手続きに時間を要し、迅速な共済制度の開発・改定が難しい状況にあります。

保険や農協においては、規制緩和の流れを受け、商品開発や改定の一部届出制が導入されたり、事業の実施方法、共済契約に関する事項、共済掛金の算出方法等の専門的事項については総会議決から除外されています。

組合員ニーズに迅速に対応し、効率的・効果的な事業運営を図るためにも、共済事業規約手続の簡素化を要望します。

4. 資産運用規制の撤廃

現行の量的規制、限定列举方式のなかでは、安全性資産への偏重は避けられず、資金の性格に照らして「安全性」「効率性」「流動性」のバランスを取った運用をしていくということとは、相容れないものとなっています。

また、現行の限定列举方式のなかでは、新たな金融商品を機動的に取得することができず、収益機会の喪失につながっています。それら金融商品の一部については、委託運用（一任運用）で取得しているものの、費用対効果の面でコスト高となっているものもあります。

そのため、収益機会の喪失、リスク分散の観点等からも規制の撤廃を要望します。

5. 再共済・再保険機能の拡大

契約者保護の観点から、経営の健全性の確保のための具体的な仕組みや有効なリスク管理策が求められています。現行法の再共済・再保険の規定では、リスク管理に限界があるため、再共済・再保険機能の拡大を要望します。

6. 組合員資格の拡大

団塊世代の退職が急速に高まっています。職域においては、永年職場で活躍し、組合員として共済を利用していただ方が退職とともに組合員の資格を喪失せざるをえません。このような事態を救済するために、高齢者福祉拡大の観点からも、退職後も組合員として認められ、共済の利用などが行えるよう、組合員資格の拡大を要望します。

7. 県域制限・員外利用規制の緩和

生活圏の拡大や交通網の変化に伴い、より組合員の利便性の向上やニーズに応えるため、県域制限の緩和を求めるとともに、合理的な理由にもとづく員外利用規制の緩和を要望します。

8. その他

組合員ニーズに柔軟に対応できる事業運営の確保を要望します。